

「鳥取県就農支援ポータルサイト」開設等業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

この要領は、「鳥取県就農支援ポータルサイト」ホームページ開設等委託において、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

2 業務内容

- (1) 就農希望者、特に 20 代から 40 代の若者をターゲットとしてスマートフォンやタブレットでの閲覧を考慮したデザイン性・操作性を備えた就農サイトを新設し、本県農業の魅力や就農に係る支援策等の情報発信を強化すると共に、市町村や産地の情報を一元的に収集できる利便性の高いサイトを運営することにより、就農者確保と本県農業の維持に寄与することを目的とする。
- (2) 業務の内容は、「鳥取県就農支援ポータルサイト」開設等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 予算額

予算額は 5,736 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。  
年度ごとの契約金額の支払額については、契約金額総額に対して、次の金額を限度とする。

年度	限度額
令和 8 年度	4,092千円
令和 9 年度	411千円
令和10年度	411千円
令和11年度	411千円
令和12年度	411千円

4 業務期間等

- (1) 業務期間は、契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。  
(2) 納入場所、契約者、契約担当部局は、次のとおりとする。

ア 納入場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課

イ 契約者

鳥取県知事 平井 伸治

ウ 契約担当部局

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課

5 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）

を有する法人又は団体であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのコンテンツ作成に登録されている者であること。  
なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 5 月 13 日（水）正午までに調達公告 6 の（2）の場所に提出すること。この際、このプロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に調達公告 6 の（2）の場所に必ず連絡すること。
- (4) 本件調達の公告日から本件業務の審査会の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件調達の公告日から審査会の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 本件調達の公告日から審査会の日までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成 29 年 10 月 5 日付第 201700167239 号）第 3 条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。
- (7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 6 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合もある。

- |                             |                    |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 県ホームページ掲載（公募開始）         | 令和 8 年 4 月 27 日（月） |
| (2) 質問受付期限                  | 令和 8 年 5 月 8 日（金）  |
| (3) 質問に対する回答期限              | 令和 8 年 5 月 13 日（水） |
| (4) 競争入札参加資格審査申請書提出期限       | 令和 8 年 5 月 13 日（水） |
| (5) 企画提案参加申込書の提出期限          | 令和 8 年 5 月 29 日（金） |
| (6) 競争入札参加資格者名簿登録期限         | 令和 8 年 6 月 4 日（木）  |
| (7) 参加資格結果の通知               | 令和 8 年 6 月 8 日（月）  |
| (8) 企画提案書等提出期限              | 令和 8 年 6 月 18 日（木） |
| (9) 審査会開催（プレゼンテーション及び審査の実施） | 令和 8 年 6 月下旬予定     |

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (10) 審査結果の通知          | 令和8年7月上旬予定 |
| (11) 契約締結等の協議及び見積もり依頼 | 令和8年7月中旬予定 |
| (12) 契約締結             | 令和8年7月下旬予定 |

## 7 実施要領等の交付

### (1) 交付方法

令和8年4月27日(月)から同年5月29日(金)までの間に、鳥取県ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/295180.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

### (2) 交付期間及び時間

令和8年4月27日(月)から同年5月29日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。))の午前9時から午後5時までとする。

### (3) 交付場所

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課就農支援担当

所在地 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7261 ファクシミリ 0857-26-7294

電子メール keieishien@pref.tottori.lg.jp

### (4) 交付資料

- ・調達公告
- ・実施要領
- ・仕様書
- ・企画提案書等作成要領
- ・評価要領

## 8 参加申込について

(1) 本プロポーザルに参加を表明する者は、あらかじめ調達公告6の(1)の場所へ電話連絡の上、令和8年4月27日(月)から同年5月29日(金)までの間(休日等を除く。)の午前9時から午後5時までに、企画提案参加申込書(以下「参加申込書」という。)及び公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第1号及び様式第2号)を調達公告6の(1)の場所へ電子メールまたはファクシミリにより提出すること。

(2) 参加申込書が提出されたら、プロポーザルへの参加資格があるかどうかの審査を行う。

## 9 資格審査について

(1) 8の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年6月8日(月)までに通知する。

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年6月11日(木)午後5時までに書面(様式は自由)により説明を求められることができる。

(3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和8年6月15日(月)までに書面により回答する。

## 10 企画提案書等の作成

- (1) 企画提案書等は、「企画提案書等作成要領」（以下「作成要領」という。）に基づき作成するものとする。
- (2) 提案者は、業務を一括して第三者に委託（請負を含む。以下「再委託」という。）することはできないが、企画提案書等の作成に当たり、業務の一部を再委託する予定の者又は業務に関する助言等を受ける予定の者（以下「協力者等」という。）の協力を得て、企画提案書等を作成することができる。ただし、協力者等がある場合は、作成要領1（1）ア（イ）の「事業の実施体制を明らかにする書類」に記載すること。

## 11 審査会の設置

- (1) 県は、企画提案等の順位を決定するため、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（「鳥取県就農支援ポータルサイト」開設等業務委託業者選定プロポーザル審査会）（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は企画提案等の内容を評価し、順位を決定するものとする。
- (3) 審査会は5名で構成し、委員長及び委員を置くものとする。
- (4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

## 12 評価要領

評価については、別に「鳥取県就農支援ポータルサイト」開設等業務委託評価要領」を定め、当該要領に基づいて行う。

## 13 審査結果の通知、公表

県は、審査結果を参加者全員に文書で通知し、その概要を県ホームページで公表するものとする。

## 14 契約締結に関する事項

- (1) プロポーザル審査会により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、審査会により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。
- (2) 契約にあたって発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者は、見積書を提出する際に4（2）へ連絡すること。

## 15 企画提案書等の取扱い

企画提案書等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 企画提案書等は原則として返却しない。
- (2) 県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しない。
- (3) 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。また、選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に

帰属するものとする。県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 企画提案書等の提出後の差替え及び追加、削除等は原則として認めない。

#### 16 提案者の失格

県は、提案者のうち審査委員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。

#### 17 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。